

略称「環企転」

愛知県融資制度〈経済環境適応資金〉

パワーアップ資金  
【事業転換】



事業転換を行おうとする中小企業者を応援します！

対象となるかた

◇経済環境の変化などにより、事業転換を行う中小企業者

事業転換とは、次の要件に該当する場合をいうものとする。

1. 現に行っている事業の3分の1以上を廃止し、かつ、転換後の事業が全事業の主力になること。この場合、事業のウエイトの算定は、原則として製品の生産額又は売上額によって行うこと。
2. 日本標準産業分類の細(4ケタ)分類で同一の分類に属するなど通常同一の業種とみられる業種に属する事業に転換する場合にあつては、前1号のほか、製品が従来の製品に対して、生産の加工度の向上、付加価値の増加等により著しく高級であると認められるものであり、かつ、原材料又は生産加工技術及び用途もしくは販路又は機能もしくは性能を異にするものであること。
3. 事業転換が原則として5年以内に完了するものであること。

制度の概要

資金使途・限度額	事業転換に必要な設備資金及び運転資金 〈限度額:1億5,000万円〉																				
融資期間・利率	1年超5年以内 年1.1%以内 5年超7年以内 年1.2%以内 7年超10年以内 年1.3%以内(設備資金のみ)																				
信用保証	原則として、保証協会による信用保証を要します。																				
保証料率	中小企業に関するデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、次のいずれかの料率となります。 <table border="1"><thead><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>保証料率</td><td>1.74</td><td>1.56</td><td>1.40</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.85</td><td>0.69</td><td>0.53</td><td>0.38</td></tr></tbody></table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38												
返済方法	分割返済(1年以内の据置期間を設けることができます。)																				
担保	原則として、不要です。																				
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は不要です。																				
責任共有制度	対象																				
申込み書類	事業転換計画書[様式第8](裏面に掲載)																				

## 取扱金融機関

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫

## 問い合わせ先

[制度融資について]	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333
[信用保証について]	愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754

様式は下記 Web ページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>

様式第8

### 事業転換計画書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

愛知県経済産業振興資金（パワーアップ資金（事業転換））融資制度による融資を受けて事業を転換したいので、下記のとおり転換計画を提出します。

記

1 転換前

(1) 業種 (主要品目) \_\_\_\_\_

(2) 設立年月日 ( 年 月 日 ) \_\_\_\_\_

(3) 資本金 千円 \_\_\_\_\_

(4) 従業員数 名 \_\_\_\_\_

(5) 売上額等の推移 (千円)

	当 期	1 期前	2 期前
売上額			
生産又は販売設備の状況			

2 転換後

(1) 業種 (主要品目) \_\_\_\_\_

(2) 転換（予定）年月日 ( 年 月 日 ) \_\_\_\_\_

(3) 資本金 千円 \_\_\_\_\_

(4) 従業員数 名 \_\_\_\_\_

(5) 売上額等の推移 (千円)

	転換直後期	2 期後	3 期後	4 期後	5 期後
売上額					
生産又は販売設備の状況					

3 事業資金調達の内容 (千円)

	総 資 金 額	内自己資金	本制度借入金	その他借入金等
設 備				
運 転				
計				
今回投資する設備の内容	設 備 名	金 額	設 備 名	金 額

4 本制度借入予定日

設備資金 年 月 日

運転資金 年 月 日

5 事業転換する理由および転換後の収益等の見込

事業転換計画書記載要領

- 「業種」は、日本標準産業分類4ケタによること。
- 「売上額」は、1年を単位とし、事業転換前直近の決算により「当期」を、以降順次記載するものとし、「事業転換直後期」は事業転換直後1年間の見込みを、「2期後」以降は転換直後に引続く1年間の見込を記載すること。
- 「生産又は販売設備の状況」は、現有的土地（一面積）、主要機械の名称、販売施設の規模等についてそれぞれ転換前と転換後を対比して記載すること。
- 「事業転換する理由および転換後の収益等の見込」は、転換前事業の属する業種の動向、自己企業のおかれた立場、事業を継続した場合の先行き見込み及び転換後の収益性、発展性等を記述すること。